

令和7年1月1日

各 位

広島信用金庫

個人情報の利用目的の改訂について

平素より広島信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」および「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律」の施行と、2022年度（令和4年度）税制改正に伴う「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務」の開始により、金融機関が所轄税務署に「年末残高調書（データ）」を提出し、当該税務署が債務者に年末残高情報等を提供する新たな方式となることに伴い、2025年1月1日より、個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を改訂いたします。

記

1. 主な改訂点

これまで、「個人番号の利用目的」としていたものを「特定個人情報の利用目的」に変更するとともに以下の4項目を追加しました。

- ①公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務（運用開始日：令和7年4月1日）
- ②災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務（運用開始日：令和7年4月1日）
- ③本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務（運用開始日：令和7年4月1日）
- ④住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務（今後運用開始予定）

2. 改訂日

令和7年1月1日

以 上

[個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）はこちら](#)